

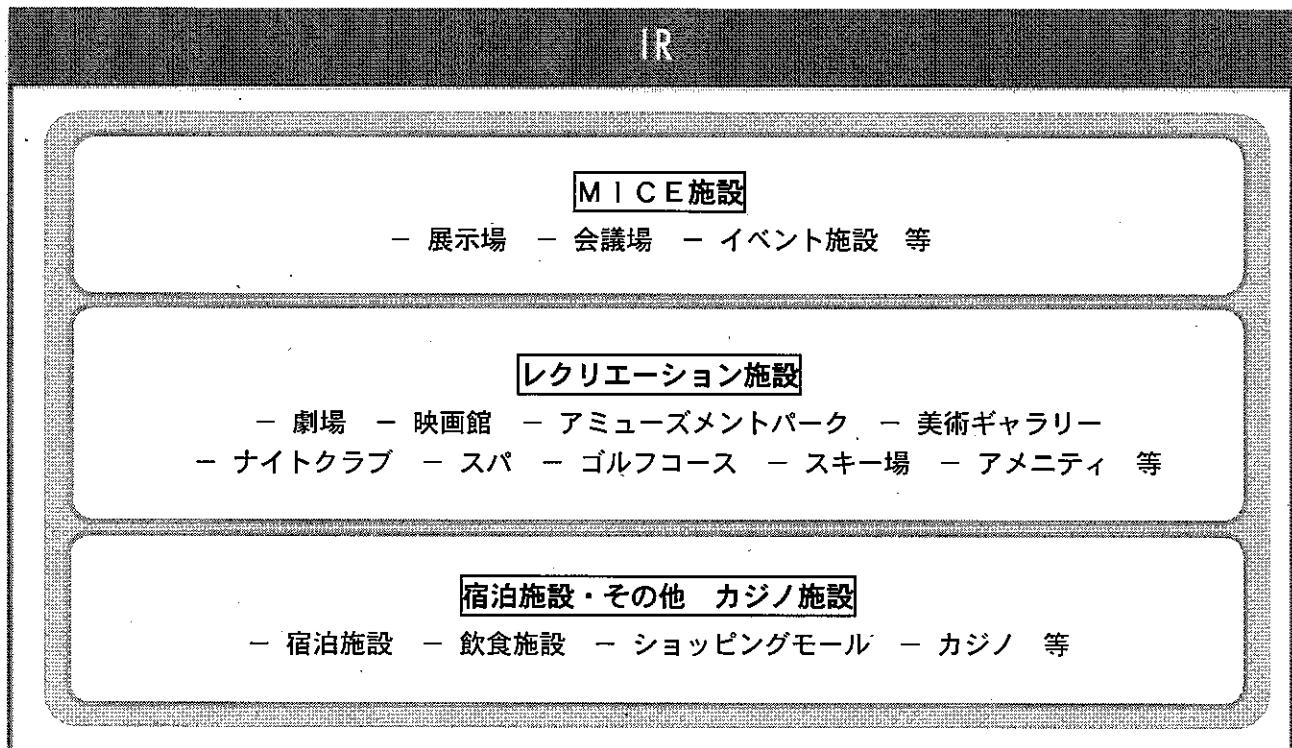
統合型リゾート（IR）の動向等について

国において検討が進められているIRについて、現在の状況を報告します。

1 IRの概要

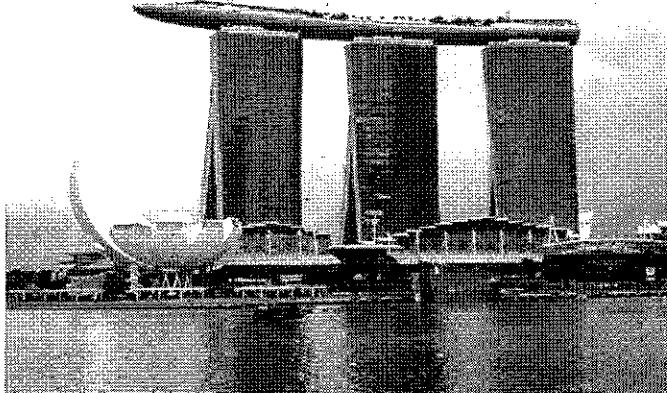
（1）IRの概念

- ・IR（Integrated Resort）という用語は、2000年代にシンガポールにおいてカジノが検討される過程で使用されるようになり、それが世界的に普及したものと言われている。
- ・IRとは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設の総称である。



（2）シンガポールのIR事例

施設	MICE施設	レクリエーション施設	宿泊施設・その他 カジノ施設
マリーナベイサンズ	会議場・展示場 約 120,000 m ²	・劇場 2ヶ所 (約 4,000人収容) ・屋上空中庭園、プール (約 10,000 m ²) ・植物園 ・美術科学博物館	・ホテル (約 2,600 室) ・ショッピングモール ・飲食店 ・カジノ



写真：MARINA BAY SANDS



写真：屋上空中庭園・プール

2 日本におけるIR導入検討

(1) これまでの主な動き

年月日	内容
2010. 4. 14	超党派の「国際観光産業振興推進議員連盟」（IR議連）が発足。
2013. 12. 5	自民党、日本維新の会、生活の党的3党が、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（以下、IR推進法案という。）」を衆議院に提出。
2014. 6. 18	IR推進法案が衆議院内閣委員会で審議入り。現在、「継続審議」。
2014. 6. 24	新成長戦略「日本再興戦略」改訂2014閣議決定。 IRについて、関係省庁において検討を進める旨が明記。
2014. 7	内閣官房に特命担当が設置。（約20名体制）

※「日本再興戦略」改訂2014抜粋

「IRについては、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待される。他方、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要なことから、IR推進法案の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める。」

(2) 想定されている予定



*1 IR推進本部・・・特定複合観光施設区域整備推進本部

*2 IR実施法案・・・推進法案第5条に規定されている「必要となる法制上の措置」

(3) IR推進法案の概要

定義（第2条）

「特定複合観光施設」とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国が認定を受けた区域をいう。

基本理念（第3条）

特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする。

法制上の措置等（第5条）

政府は、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

カジノ施設の設置及び運営に関する規制（第10条）

政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- 一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項
- 二 カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項
- 三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項
- 四 犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項
- 五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項
- 六 広告及び宣伝の規制に関する事項
- 七 青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項
- 八 カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴い悪影響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項

カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務（第11条）

カジノ管理委員会は、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

納付金（第12条）

国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。

入場料（第13条）

国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

3 諸外国におけるIR導入による効果

諸外国の状況を見ると、雇用創出、税収効果のほか、観光・地域振興等がIRの導入効果として表れている。

(1) 各国主要IR施設の状況

	マリーナ・ベイ (シンガポール)	リゾート・ワールド・シンガポール	グラウンド・エクスプレス (オーストラリア)	グランチ・マカオ (中国)	ウイン・ラスベガス (米国)
雇用創出	直接雇用： 約 9,000 人	直接雇用： 約 13,000 人	直接雇用： 約 6,500 人	従業員数： 約 12,000 人 (マカオ全体では、失業率が 6% (2003 年) ⇒ 2% (2012 年) へ改善)	従業員数： 約 9,500 人
税収効果 *1	カジノ税収： 約 250 億円	カジノ税収： 約 180 億円	カジノ税収： 約 190 億円 税収により、フェレーション・スクエア、エキビンション・センター、スポーツ&アクティック・センター等各種設備を整備	カジノ税収： 約 1,260 億円	カジノ税収： 約 40 億円
主要施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル (約 2,600 室) ・屋上の空中庭園、プール ・カジノ ・会議・展示場 (約 120,000 m²) ・劇場（2 施設、約 4,000 人収容） ・植物園 ・美術科学博物館 ・商業施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル (約 1,500 室) ・カジノ ・ミューズメントパーク (ユニバーサル・スタジオ) ・水族館 (世界最大級) ・スパ ・会議・展示場 (計 10,900 m²) ・劇場 ・商業施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル ・カジノ ・会議施設 ・商業施設 ・劇場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル (約 3,000 室) ・カジノ ・会議・展示場 ・商業施設 ・劇場 ・スパ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル ・カジノ ・会議施設 ・商業施設 ・プール ・ゴルフコース
敷地面積 (約 ha)	15	49	7	30	87
延床面積 (約 m ²)	581,400	343,000	414,000	980,000	480,000
建物面積 (約 m ²)	15,000	15,000	31,000	51,000	10,000
リゾート面積割合	2.6%	4.4%	7.5%	5.2%	2.1%
カジノ収益 *2 (2013 年)	約 24 億米ドル (約 2,500 億円)	約 17 億米ドル (約 1,800 億円)	約 15 億豪ドル (約 1,400 億円)	約 34 億米ドル (約 3,600 億円)	約 7 億米ドル (約 700 億円)
カジノ以外 収益比率	約 20%	約 23%	約 20%	約 11%	約 57%
カジノ税率 (カジノ租収益 に対する率)	5% (富裕層) 15% (一般)	5% (富裕層) 15% (一般)	9% (富裕層) 21.25% (一般) *3	35% *4	最高で 6.75%
投資額 *2	約 55 億米ドル (約 5,800 億円)	約 44 億米ドル (約 4,600 億円)	約 18 億豪ドル (約 1,700 億円)	約 24 億米ドル (約 2,500 億円)	約 27 億米ドル (約 2,800 億円)

出典：シンガポール内国歳入庁、マカオ統計局、各運営企業アニュアルレポート他

*1 カジノ収益、税率等から推定

*2 円価は 2013 年末レートで換算

*3 別途超過課税あり

*4 基金、特別会計予算への繰り入れとして別途 4%相当が必要

(2) シンガポールにおける具体的な例

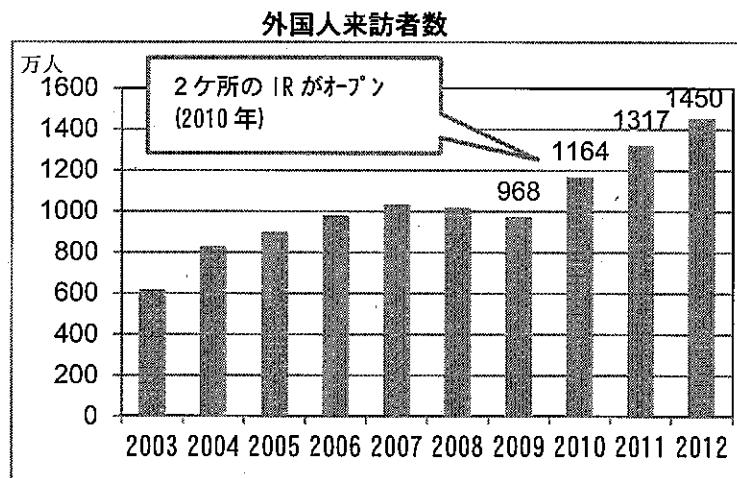
「統合型リゾート」導入の背景

シンガポールの観光は1990年代後半以降、国内への年間観光客の停滞、観光消費の減少、滞在期間の短縮等、構造的に変化。

国際観光の発展とともに近隣の各国が観光誘致を進めていることに危機感を持ち、シンガポールの観光的魅力を増大させる目的でIRの導入を決定。

外国人来訪者数の推移

IR導入前の2009年とIR導入後の2012年を比較すると1.5倍に増加。

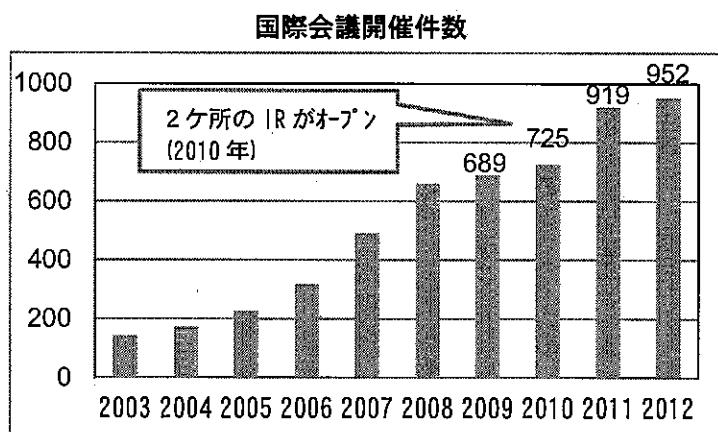


出典：シンガポール観光庁資料から作成

国際会議開催件数の推移

以前からMICE振興に注力してきた結果、近年は一貫して増加傾向にある。

特にIR導入後の2011年及び2012年では、900件を超える開催件数は世界1位を記録している（国単位）。

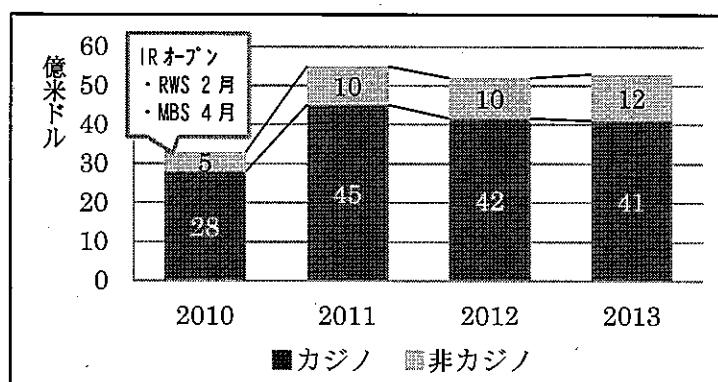


出典：国際会議統計から作成

収益の推移

IR収益の推移

2010年に2ヶ所のIR（マリーナ・ベイ・サンズ、リゾート・ワールド・セントーサ）がオープンして以来、カジノ収益の合計は約40億米ドル（約4,200億円）台を推移している。



出典：University of Nevada資料他から作成

4 IR導入に伴う懸念事項と諸外国における対策

カジノに対する懸念事項については、IR導入各国では、各種の制度設計や対策が進められており、適切な制度設計と対策を講じれば影響は限定的になると考えられる。

(1) 懸念事項

IR導入に伴うカジノに対する主な懸念事項は下記の通りである。

ギャンブル依存症、青少年への影響、暴力団等の関与、マネーロンダリング、地域環境への影響

(2) ライセンス制度

米国（ネバダ州やニュージャージー州）で適用されている厳格なライセンス制度が、現在の世界の基準となっている。

適格性を保持した民間主体に対し、一定の条件を満たすことを前提に、規制機関が取り消し可能な免許（ライセンス）を付与しカジノ施行を認めるというライセンス制度は、米国をはじめ、多くの国で採用されている。

(3) 対策

ア ギャンブル依存症

過度の賭博行為を抑止する多様な施策が各種組み合わされ実施されている。

<諸外国の対策事例>

自国民のみ
入場料徴収

自国民に入場料金（日本円で一回に付き約8,000円）を徴収することで、一定の入場制限をかけている。【シンガポール】

自国民に対する
与信行為の禁止

持参金等以上に無尽蔵に賭けさせないよう制限をしている。
【シンガポール】

ATM設置禁止

同上
【シンガポール】

自発的ロス
リミットの設定

同上（顧客ごとに一日の掛け金上限額を設定）
【シンガポール・オーストラリア】

国内でのカジノ
関連広告等規制

射幸心を煽るような宣伝を国内のメディアでは一切禁止している。（会場内を除く）【シンガポール】

自己等排除プログラム設置義務

自己・家族・強制排除プログラムの設置義務【シンガポール】

◆自己排除プログラム

…依存症に悩む、もしくはそのリスクを負いたくない本人の申請により、自ら排除リストに登録し、入場を制限する。

◆家族排除プログラム

…本人の意思に拘わらず、家族の申請により、配偶者や子供等の入場を制限する。

◆強制排除プログラム

…自己破産者や、生活保護受給者等に対し、行政が入場を制限する。

依存症対応教育の徹底義務

ゲームエリアを監視し、依存症の客の早期発見に努める。

【シンガポール・米国】

特にシンガポールの事例が顕著で、2005年カジノ導入決定とともに、地域開発青年スポーツ省(MCYS)傘下に独立した政府に対する諮問・調査研究・具体的な処理対応機関として「賭博依存症国家評議会」(NCPG)を創設し自己・家族排除プログラムの運用等、依存症問題に積極的な関与を行っている。また、依存症の治療に関しては、民間団体が担っているが、より重度の患者の治療は国の機関である「国家依存症管理サービス機構」が担う等、官民連携で役割分担を行っている。

イ 青少年への影響

未成年は、「一切入場させない、関与させない」枠組みの構築が各国で採用されている。

<諸外国の対策事例>

	米国ネバダ州	シンガポール	マカオ	韓国
年齢制限	21歳未満	21歳未満	21歳未満	19歳未満

- ・シンガポールでは、入場時に全入場者にIDチェック等が実施されているほか、カジノ並びにカジノ賭博に係わる広告を禁止している。また、カジノフロアとそれ以外の施設を構造的に分離することで、青少年の関与を防止している。
- ・ネバダ州では、21歳未満の可能性があるものは、IDの提示を求める義務が課せられている。それを怠った場合には、カジノ施設側が厳しく処罰（高額な制裁金、免許剥奪等）される。

ウ 暴力団等の関与

カジノ事業は、反社会的勢力との関係を解消し、それを排除する手法を講じてきた長い歴史を持ち、現在、先進諸国の主なカジノは上場企業が運営するクリーン且つ透明性の高い高規格遊興施設となっている。

<諸外国の対策事例>

各国や州で模倣された米国（ニュージャージー州）の事例

- ・カジノ関連への組織介入を防止するため、ゲーミング執行局による株主や親企業等を含めた厳格な調査のもと、カジノ統制委員会よりライセンスが付与される仕組みとなっている。
- ・ライセンスの付与後も、当該企業に関し、ゲーミング執行局の監視が続けられる。
- ・法的に独立した州の機関「カジノ統制委員会」と州司法警察に属する「ゲーミング執行局」の設置による規制・監視体制が確立されている。
- ・カジノ統制委員会とゲーミング執行局の各々が24時間体制で監視・管理を行っている。

エ マネーロンダリング

諸外国では、カジノ業は国際機関である FATF (Financial Action Task Force、資金洗浄に関する金融活動作業部会) の勧告に基づき、疑似金融業者として、金融事業者と同等の規律・規範が課されている。

オ 地域環境への影響

カジノと犯罪の増加の相関関係について、過去に米国で実施されたギャンブルの社会的影響を調査した結果では、「カジノを誘致した街で全般的に犯罪率の上昇はみられなかった」と結論づけている。これは、以下のことが背景にあるものと推測される。

- ① カジノに伴う警備や監視は、他の集客施設と比較した場合、その内容・質ともに極めて緻密であり、厳格な体制が取られていることにより、犯罪行為が生じにくい環境を生み出している。
- ② カジノが地域社会に与える経済的社会的便益が犯罪の効果的な抑止効果をもたらしている（社会不安ではなく、雇用や消費等地域社会に経済的安定をもたらし、これが犯罪の抑止効果に寄与している）。

※ 1980年代後半から1990年代前半にかけて、米国の各州でカジノ合法化案が可決された時代に「カジノ導入は地域社会の犯罪を増やし、治安を悪化させるか否か」という論争が巻き起こった。

双方の主張・データが大きく食い違ったことから、政府が1996年から2年間で400万ドルの予算を組み、米国ゲーミング影響評価委員会を立ち上げ、ギャンブルの社会的影響を調査した結果、カジノを誘致した街で全般的に犯罪率の上昇はみられなかったと結論づけている。

第一八五回

衆第二九号

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条－第五条）

第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項

第一節 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針（第六条－第十条）

第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務（第十一条）

第三節 納付金等（第十二条・第十三条）

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部（第十四条－第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うこととする。

（定義）

第二条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設（別に法律で定めるところにより第十二条のカジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置され、及び運営されるものに限る。以下同じ。）及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

2 この法律において「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。

（基本理念）

第三条 特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、次章の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項

第一節 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

(国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等)

第六条 政府は、特定複合観光施設区域が地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興)

第七条 政府は、特定複合観光施設区域の整備により我が国の観光産業等の国際競争力の強化及び就業機会の増大その他の地域における経済の活性化が図られるよう、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の構想の尊重)

第八条 政府は、地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備（特定複合観光施設の設置及び運営をする事業者の選定を含む。）に係る構想のうち優れたものを、特定複合観光施設区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずるものとする。

(カジノ施設関係者に対する規制)

第九条 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者（当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。）、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者（以下「カジノ施設関係者」という。）は、別に法律で定めるところにより、第十二条のカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない。

(カジノ施設の設置及び運営に関する規制)

第十条 政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- 一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項
- 二 カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項
- 三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項
- 四 犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項
- 五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項
- 六 広告及び宣伝の規制に関する事項

七 青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項

八 カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴い悪影響を受けることを防止するため必要な措置に関する事項

第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

第十一條 カジノ管理委員会は、別に法律で定めるところにより、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

第三節 納付金等

(納付金)

第十二條 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。

(入場料)

第十三條 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部

(設置)

第十四條 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する総合調整に関すること。
- 二 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。
- 三 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(組織)

第十六条 本部は、特定複合観光施設区域整備推進本部長、特定複合観光施設区域整備推進副本部長及び特定複合観光施設区域整備推進本部員をもって組織する。

(特定複合観光施設区域整備推進本部長)

第十七条 本部の長は、特定複合観光施設区域整備推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（特定複合観光施設区域整備推進副本部長）

第十八条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（特定複合観光施設区域整備推進本部員）

第十九条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第二十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（特定複合観光施設区域整備推進会議）

第二十一条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

3 推進会議は、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議し、本部長に意見を述べるものとする。

4 推進会議は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 本部長は、第三項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を推進会議に通知しなければならない。

（事務局）

第二十二条 本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことが必要である。これが、この法律案を提出する理由である。